市販薬でもドーピングの恐れ(2013年版)

Q：市販薬(OTC)でもドーピング違反になる可能性があると聞きました。どのような成分に注意が必要でしょうか。

A：2013年版では、市販薬(OTC)に関して2012年版から変更になった成分はありませんでした。ただし、それ以外の医療用医薬品に関する成分では変更になったところもありますので、常に新しい情報を把握する必要があります。

【　市販薬での注意点　】

同じような薬効を持ち、名称の非常によく似た商品名の市販薬があります。名称がほとんど同じでも、接頭語として「新」がついたり接尾語として「～K」や「～A」がついているだけで成分が異なることがあります。以下に市販薬に関する注意点を解説します。

(1)　解熱鎮痛薬

カフェインは監視プログラム掲載物質＊[1]であるため使用可能ですが、乱用パターンをモニターする対象となっているため、繁用されると禁止表に追加される可能性がありますので留意してください。

(2)　総合感冒薬

多くの総合感冒薬にはS.6興奮薬(競技会時禁止物質＊[2])であるエフェドリン、メチルエフェドリン、麻黄(エフェドリン類を含む)が配合されています。また少数ですが、プソイドエフェドリンS.6興奮薬(競技会時禁止物質)が配合されているものもあります。カフェイン、フェニルプロパノールアミンは監視プログラム掲載物質です。

(3)　咳止め・去痰薬

コデイン類は禁止物質ではありませんが、モルヒネ／コデイン比が監視プログラム掲載物質となっています。

・**競技会時禁止物質**：エフェドリン、メチルエフェドリン、麻黄、メトキシフェナミン、プソイドエフェドリン(すべてS.6興奮薬)

・**常時禁止物質＊[3]**：トリメトキノール(S.3ベータ2作用薬)

・**監視プログラム掲載物質**：フェニルプロパノールアミン、コデイン(モルヒネ／コデイン比)

(4)　胃腸薬

ホミカ(ストリキニーネを含む)はS.6興奮薬(競技会時禁止物質)です。

(5)　便秘治療薬

成分に禁止物質である麻黄を含む商品があるので注意が必要です。(例：防風通聖散など)

(6) アレルギー用薬(鼻炎内服薬)

多くの市販のアレルギー薬には禁止物質や監視プログラム掲載物質が配合されています。

・**競技会時禁止物質**：メチルエフェドリン、プソイドエフェドリン

・**監視プログラム掲載物質**：カフェイン、フェニルプロパノールアミン、フェニレフリン

(7) 点鼻薬

血管収縮剤であるナファゾリン、テトラヒドロゾリンおよびオキシメタゾリンはS.6興奮薬(競技会時禁止物質)ですが、点鼻などの局所使用は使用可能です。ただし頻繁に多量に使用して体内に吸収されるとドーピング違反が疑われる可能性があるので、頻回の使用は避けてください。

(8) 吐き気・乗り物酔い予防薬

多くの吐き気・乗り物酔い予防薬にはカフェインが含まれています。カフェインは監視プログラム掲載物質です。

(9) 痔疾用薬

多くの痔疾用の坐薬・軟膏には血管収縮剤(エフェドリン類、ナファゾリンおよびテトラヒドロゾリン)などの競技会時禁止物質が含まれています。

(10) 目薬

ナファゾリンおよびテトラヒドロゾリン等の血管収縮剤は点眼を含む局所使用は可能です。しかし頻繁に多量に使用して体内に吸収されるとドーピング違反が疑われる可能性があるので、頻回の使用は避けてください。

(11) 皮膚外用薬

多くの軟膏にはS.9糖質コルチコイド(競技会時禁止物質)が含まれていますが、皮膚への局所使用は可能です。また、糖質コルチコイドは2012年から競技会外時監視プログラム掲載物質となりました。

(12) 漢方薬

漢方薬を構成する生薬にはそれぞれ多くの成分が含まれており、分析されていない成分を含んでいる可能性もあるので、明らかな禁止物質や監視プログラム掲載物質を含まない場合でも「問題がない」という保証をあたえることは非常に難しいのが現状です。例としてマオウ(麻黄)、ホミカ(馬銭子)、ロクジョウ(鹿茸)は禁止物質です。キジツ(枳実)、ゴシュユ(呉茱萸)、チンピ(陳皮)はシネフリンを含むため監視プログラム掲載物質です。そのため、できるだけ西洋薬のような成分が明らかになっているものを代替として使用するほうが望ましいと考えます。競技者にはこれらのことを十分説明することが大切です。

(13) 鉄欠乏性貧血薬

生薬由来成分が配合されている鉄剤は注意が必要です。

⑭ 滋養強壮薬

滋養強壮薬には、テストステロン(S.1蛋白同化薬〈常時禁止物質〉)等が含まれている商品があります。テストステロン等は内服薬だけでなく塗り薬も注意が必要です。

滋養強壮薬に含まれる漢方・生薬についても、分析されていない成分を含んでいる可能性もあるので、明らかな禁止物質や監視プログラム掲載物質を含まない場合でも「問題がない」という保証をあたえることは非常に難しいと思われます。競技者にはこれらのことを十分説明することが大切です。

⑮ 育毛剤

体毛や髭(頭髪以外)等を増やす目的で使用する育毛剤には、テストステロン等が含まれているものがあります。塗り薬も注意が必要です。

⑯ 禁煙補助剤

禁煙を目的に使用する禁煙補助剤にはニコチンが含まれています。ニコチンは2012年から監視プログラム掲載物質となりました。

【 健康食品・サプリメント 】

蛋白同化男性化ステロイド薬の成分であるメチルテストステロンやテストステロンは、市販薬に含まれていて知らずに使用してしまうことがあります。

特に外国製サプリメントではデヒドロエピアンドロステロン(DHEA)製剤、テトラヒドロゲストリノン(THG)、メチルヘキサンアミン(ゼラニウム油またはゼラニウム根エキスとも呼ばれる)またはそれらの成分を含む製剤が市販されており、インターネットで簡単に購入できます。さらに、外国製サプリメントについては2001年の調査で蛋白同化男性化ステロイド薬の成分を表示していないサプリメント商品のうち約15%から蛋白同化男性化ステロイド薬の成分が検出されたという報告がありました。

蛋白同化男性化ステロイド薬の成分のほかにも、覚せい剤、合成麻薬の誘導体、食欲抑制剤誘導体、エフェドリン類等の成分などの無許可医薬品成分が確認された例も報告されています。

競技者から健康食品やサプリメントの問い合わせを受けたときは、その商品に禁止物質の表示がなくても、禁止物質を含んでいる可能性があるので、「問題がない」という保証はできないことを説明する必要があります。サプリメントの成分表示が守られない場合があるということはすでに知られているので、故意に服用した場合でなくても、ドーピング検査で禁止物質が検出されれば違反となってしまいます。

【　禁止物質の問い合わせ先　】

ドーピング禁止物質の問い合わせは北海道薬剤師会や北海道体育協会でも行っています。各ホームページを参照し、FAX またはメールにてお問い合わせください。

【　禁止物質の公開等について　】

ドーピング禁止物質などを規程した禁止表国際基準は、毎年１月１日に発行され、その年の12月31日までの１年間のみ適用されます。2013年における禁止物質に関しては、世界ドーピング防止規程における「2013年禁止表国際基準」に基づいて判断しなければなりません。また、2013年禁止表国際基準の日本語訳は、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のホームページから閲覧することができます。

＊[1]監視プログラム：スポーツにおける濫用のパターンを把握するために監視することを望む物質について監視プログラムを策定しなければならないことがWADA規程で定められている。ここに掲載されている物質は禁止物質ではないが、検査結果は報告されることがある。
＊[2]競技会時禁止物質：競技会時検査にて禁止となる物質のこと。競技会時とは、競技者が参加する予定の競技会の12時間前～当該競技会及び競技会に関係する検体最終課程の終了までを指す。
＊[3]常時禁止物質：競技会時検査および競技会外検査にて禁止となる物質のこと。

【　参考資料　】

(1)　薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック2012年版
(2)　世界アンチ・ドーピング機構，世界ドーピング防止規程2013年禁止表国際基準
(3)　JPNドーピング・データベース第２版－世界ドーピング防止規程　禁止表国際基準－2010，じほう